

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年3月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500153号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2500009号

第1 結論

平成5年4月1日から同年*月*日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成11年10月11日から同年11月1日までの請求期間については、国民年金第1号被保険者(以下「国民年金被保険者」という。)資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成21年11月1日から同年11月9日までの請求期間については、国民年金被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成27年2月10日から同年3月1日までの請求期間については、国民年金被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成29年4月1日から同年5月10日までの請求期間については、国民年金被保険者期間の訂正を認めることはできない。

平成29年10月12日から同年10月21日までの請求期間については、国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成30年10月1日から同年10月20日までの請求期間については、国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成31年2月20日から令和7年4月1日までの請求期間については、国民年金被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年4月1日から同年*月*日まで
② 平成11年10月11日から同年11月1日まで
③ 平成21年11月1日から同年11月9日まで
④ 平成27年2月10日から同年3月1日まで
⑤ 平成29年4月1日から同年5月10日まで
⑥ 平成29年10月12日から同年10月21日まで
⑦ 平成30年10月1日から同年10月20日まで
⑧ 平成31年2月20日から令和7年4月1日まで

請求期間①について、国民年金未加入期間とされているが、平成4年4月から平成5年3月までの期間にアルバイトをしていた事業所の店長が私のアルバイト代金から国民年金保険料を控除し、保険料を納付していたはずなので、保険料納付済期間である。

請求期間②について、国民年金被保険者資格の取得年月日が平成11年11月1日となっているが、同年10月11日からA事業所に勤務したので、正しい取得年月日は、平成11年10月11日である。

請求期間③について、国民年金被保険者資格の喪失年月日が平成21年11月9日となってい

るが、同年 11 月 1 日から B 事業所に勤務したので、正しい喪失年月日は、平成 21 年 11 月 1 日である。

請求期間④について、国民年金被保険者資格の喪失年月日が平成 27 年 3 月 1 日となっているが、同年 2 月 10 日から C 法人に勤務したので、正しい喪失年月日は、平成 27 年 2 月 10 日である。

請求期間⑤について、国民年金の加入月数は 1 か月ではなく 2 か月である。

請求期間⑥について、国民年金被保険者資格の取得年月日が平成 29 年 10 月 12 日となっているが、同年 10 月 20 日まで D 事業所に勤務したので、正しい取得年月日は、平成 29 年 10 月 21 日である。

請求期間⑦について、国民年金被保険者資格の取得年月日が平成 30 年 10 月 20 日となっているが、直前の事業所において 9 月だけ厚生年金保険に加入したので、正しい取得年月日は、平成 30 年 10 月 1 日である。

請求期間⑧について、国民年金の加入月数は 74 月であり、保険料の納付月数は 16 月、免除月数は 58 月となるはずだが間違っている。また、令和 2 年 8 月分、同年 9 月分及び同年 10 月分の国民年金保険料を各月 1 万 6,940 円納付したが、各月の領収証書は 1 万 6,540 円になっている。

以上、請求期間①から⑧までについて、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 国民年金法第 7 条第 1 項第 1 号には、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって国民年金第 2 号被保険者（厚生年金保険法等被用者年金各法の被保険者）及び国民年金第 3 号被保険者（国民年金第 2 号被保険者の被扶養配偶者）のいずれにも該当しない者は国民年金第 1 号被保険者とする旨規定されている。
- 2 前記 1 のとおり、国民年金は、制度上、20 歳に到達する前の期間について、国民年金被保険者（厚生年金保険法等被用者年金各法の被保険者及びその被扶養配偶者以外の者）として加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

請求期間①について、請求者の請求期間①当時の住所地である E 郡 F 町に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号（現在は基礎年金番号（*））は、請求者が 20 歳に到達した後の平成 6 年 1 月 20 日に払い出されていることが確認できるところ、請求者が提出した同番号に係る年金手帳によると、「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の欄の先頭の記載は「5 年 * 月 * 日（元号について、昭和又は平成の区別はないが、平成 5 年 * 月 * 日が請求者の 20 歳到達日であることから平成と推察される。）」とされ、オンライン記録と符合しており、それ以前に請求者が国民年金被保険者であった記載は確認できない上、日本年金機構は、前述の国民年金の記号番号以外に、請求者に対し別の記号番号が払い出されていたことは確認できない旨回答していることから、請求者は、20 歳に到達する前の期間である請求期間①に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料については、平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間にアルバイトをしていた事業所の店長が納付した旨主張しているところ、請求者は、当該納付に係る領収証書等は受け取っていないとし、当該店長の氏名は不明であるとしていることから、証言を得ることができない上、E 郡 F 町は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料の保管はない旨回答及び陳述していることから、当該保険料が納付されたことを確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 請求期間②について、請求者は、請求期間②の直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成11年11月1日とされていることについて、当該年月日を同年10月11日に訂正してほしい旨の再度の厚生年金保険に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、既に令和7年12月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定(以下「不訂正決定」という。)が通知されている。

したがって、前記1で述べたとおり、請求期間②については、厚生年金保険被保険者期間であるため、国民年金被保険者として国民年金に加入することはできないことから、国民年金被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年11月1日となる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間②に係る国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間③について、請求者は、請求期間③の直後の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成21年11月9日とされていることについて、当該年月日を同年11月1日に訂正してほしい旨の再度の厚生年金保険に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、既に令和7年12月11日付けで不訂正決定が通知されている。

したがって、前記1で述べたとおり、請求期間③については、国民年金被保険者として国民年金に加入する必要があることから、国民年金被保険者資格の喪失年月日は、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成21年11月9日となる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間③に係る国民年金被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

- 5 請求期間④について、請求者は、請求期間④の直後の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成27年3月1日とされている(うち、平成27年2月16日から同年3月1日までの期間については、既に令和6年1月25日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年3月1日から同年2月16日に訂正する必要があるとする九州厚生局長の決定が通知されている。)ことについて、当該年月日を同年2月10日に訂正してほしい旨の再度の厚生年金保険に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、既に令和7年12月11日付けで不訂正決定が通知されている。

したがって、前記1で述べたとおり、請求期間④のうち、平成27年2月10日から同年2月16日までの期間については、国民年金被保険者として国民年金に加入する必要があることから、国民年金被保険者資格の喪失年月日は、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成27年2月16日となる。

また、請求期間④のうち、平成27年2月16日から同年3月1日までの期間については、既に前述の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正により、国民年金被保険者資格の喪失

年月日が平成 27 年 2 月 16 日に訂正されていることから、当該期間の記録を訂正する必要はない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間④に係る国民年金被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

- 6 請求期間⑤について、請求者は、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が相違している旨の主張は行っておらず、加入月数（被保険者期間）が 2 か月である旨主張している。

しかしながら、国民年金法第 11 条及び厚生年金保険法第 19 条には「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定され、国民年金法第 11 条の 2 には、「第 1 号被保険者としての被保険者期間、第 2 号被保険者としての被保険者期間又は第 3 号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。」と規定されていることから、請求期間⑤をこれに照らしてみると、国民年金被保険者の期間は平成 29 年 4 月の 1 か月のみであり、同年 5 月は厚生年金保険被保険者の期間として計算されることとなる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間⑤について、請求者が主張する被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

- 7 請求期間⑥について、請求者は、請求期間⑥の直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 29 年 10 月 12 日とされていることについて、当該年月日を同年 10 月 21 日に訂正してほしい旨の再度の厚生年金保険に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、既に令和 7 年 12 月 11 日付けで不訂正決定が通知されている。

したがって、前記 1 で述べたとおり、請求期間⑥については、国民年金被保険者として国民年金に加入する必要があることから、国民年金被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 29 年 10 月 12 日となる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑥に係る国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

- 8 請求期間⑦に係る前回の訂正請求については、i) 請求者は、平成 30 年 10 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が訂正されるなど不自然な処理が行われた形成はないこと、ii) 請求者の国民健康保険の資格取得日は、国民年金被保険者資格を取得した日と一致していることなどから、既に令和 6 年 3 月 19 日付けで不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、国民年金被保険者資格の取得年月日は、平成 30 年 10 月 1 日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

一方、請求者は、請求期間⑦の直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 30 年 10 月 20 日とされていることについて、当該年月日を同年 10 月 1 日に訂正してほしい旨の再度の厚生年金保険に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、既に令和 7 年 12 月 11 日付

けで不訂正決定が通知されている。

したがって、前記1で述べたとおり、請求期間⑦については、厚生年金保険被保険者期間であるため、国民年金被保険者として国民年金に加入することはできないことから、国民年金被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成30年10月20日となる。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑦に係る国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

- 9 請求期間⑧について、請求者は、今回の請求に先立ち、令和2年8月分、同年9月分及び同年10月分として納付した国民年金保険料の納付額の相違に係る年金記録の訂正請求を行っているところ、i) 請求者の当該期間に係る国民年金保険料の付加保険料納付申出書はない旨日本年金機構が回答していること、ii) 請求者が提出した当該期間に係る国民年金保険料の納付書・領収（納付受託）証書によると、国民年金保険料として各月1万6,540円が領収され、各月においてさらに400円を領収した記録は確認できないことなどから、既に令和6年3月19日付けで不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、令和2年8月分、同年9月分及び同年10月分として納付した国民年金保険料は、各月1万6,940円であると主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回の訂正請求において、前回提出された令和2年8月分、同年9月分及び同年10月分の国民年金保険料に係る納付書・領収（納付受託）証書のほかに新たな資料の提出はなく、請求者から新たな事情を聴取することもできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間⑧のうち、令和2年8月分、同年9月分及び同年10月分に係る国民年金保険料の納付額の訂正を認めることはできない。

また、請求者は、請求期間⑧について、加入月数は74月であり、そのうち、納付月数は16月、免除月数は58月であるから、年金記録の納付月数と免除月数は間違っている旨主張しているところ、加入月数については、オンライン記録と一致している。

しかしながら、請求者は、平成31年2月分から令和元年6月分まで及び令和2年4月分から同年10月分までの国民年金保険料に係る納付書・領収（納付受託）証書を提出し、前述のとおり主張しているものの、オンライン記録によると、当該月分の国民年金保険料は、既に全ての月分について納付として正しく記録されており、請求期間⑧のうち、納付とされていない月分の国民年金保険料が納付されていた事情は見当たらないことから、請求期間⑧に係る納付月数が、請求者の主張する16月であることを確認することはできない。

また、オンライン記録によると、請求期間⑧のうち、既に国民年金保険料の納付期間と記録されている13月以外の合計61月（令和元年7月から令和2年2月までの期間及び令和2年11月から令和7年3月までの期間）の国民年金保険料は、国民年金法第90条による申請免除の期間と記録されているところ、同条には「次の各号（各号は省略）のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を第5条第3項に規定する保険料全額免除期間に算入することができる。」と規定されていることから、既に納付された前述の13月を除く月に係る保険料の納付が免除されていることがうかがえるものの、請求期間⑧に係る免除月数が、請求者の主張する58月であることをうかがうことはできない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間⑧について、請求者が主張する記録に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500204号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B病院)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月1日から平成7年7月3日まで

私は、平成6年4月1日からA病院において臨時職員として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した臨時職員採用通知書、請求者に係る雇用保険被保険者記録及びB病院の回答から、請求者は、請求期間においてA病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B病院が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成7年7月3日とされており、オンライン記録と一致している上、同病院は、請求期間当時の請求者に対する社会保険の取扱いについて、「当時の記録によれば当該職員は、雇用期間6カ月の臨時職員であり、毎月1日の中断日が設けられた雇用形態となっていました。当院としては、当時の雇用契約の内容に基づき、社会保険の加入要件を満たさない区分として処理されたのではと考えております。」と回答している。

また、B病院は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したかは不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A病院に係る厚生年金保険被保険者資格を請求者と同じ平成7年7月3日付けで取得している複数の者は、自身の同病院における勤務期間の始期を平成6年4月1日からとしており、請求期間当時、臨時職員は厚生年金保険ではなかった旨の回答をしている者も確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。